

医療廃棄物を適正に処理するために

医療関係機関の皆様へ



令和8年（2026年）4月

練馬区

も く じ

1 はじめに	1
2 廃棄物の区分	1
3 感染性廃棄物とは	2
4 廃棄物の管理	7
5 廃棄物の院内処理	10
6 廃棄物の処理委託	11
7 練馬区に医療廃棄物処理を依頼する場合	16
8 在宅医療廃棄物について	18
9 問い合わせ先	19
医療廃棄物処理申請書	20
医療廃棄物処理変更届	21

<略語>

＊法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日 法律第 137 号）

＊令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年 9 月 23 日 政令第 300 号）

＊規則：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年 9 月 23 日 厚生省令第 35 号）

1 はじめに

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません（法第3条第1項）。これは、「排出者責任」と呼ばれるもので、通常の商取引では所有権が移るとその時点で責任はなくなります。しかし、廃棄物については最終処分終了まで排出事業者に注意義務が発生し、不法投棄などの不適正処理が起こった場合は懲役や罰金といった厳しい罰則が科せられる可能性があります。事業者が処理しなければならないというのは、必ずしも事業者が自分自身ですべての廃棄物を処理しなければならないということではなく、適正に処理する能力を持つ他の者に処理を委託することも含め、発生した廃棄物の処理に責任を負うことを意味しています。従って、医療関係機関等（※）が廃棄物の処理を自ら行わない場合は、許可を有する廃棄物処理業者に処理を委託する必要があります。

この冊子は、医療関係機関等が排出する廃棄物、とりわけ感染性廃棄物の具体的な取扱いについて、関係の皆様十分に御理解いただくために作成したものです。医療関係機関等に從事される方は、廃棄物を排出される際には必ずご一読いただき、適正処理に向けた取り組みをお願いします。

※ 医療関係機関等とは

病院、診療所、衛生検査所、介護老人保健施設、助産所、動物の診療施設、大学および試験研究機関（医学・歯学・薬学・獣医学に係るものに限る。）のことです。

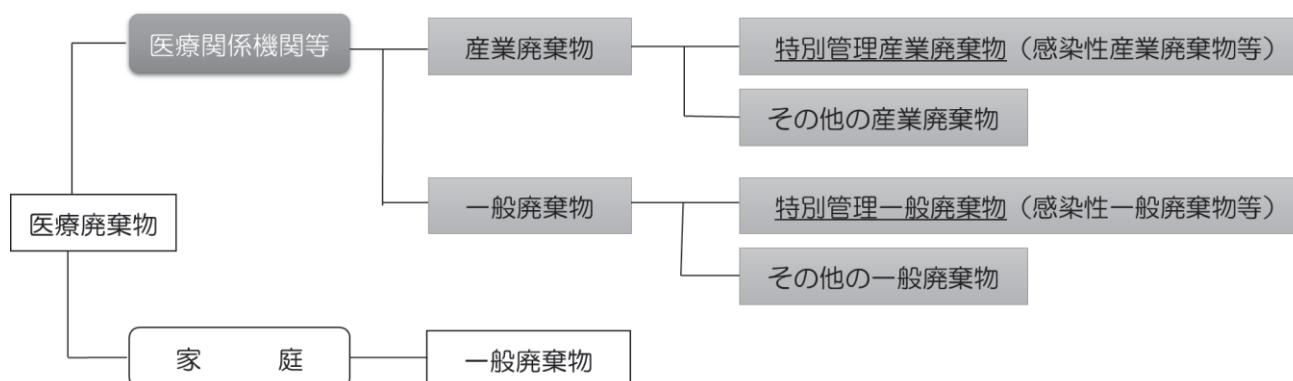
2 廃棄物の区分

法では、廃棄物を「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に分類しています。「産業廃棄物」とは、事業活動に伴って生じた廃棄物で、法令で定められた20種類の廃棄物をいいます。「一般廃棄物」とは「産業廃棄物」以外の廃棄物をいいます。

また、「産業廃棄物」・「一般廃棄物」ともに、それぞれ「特別管理廃棄物」と「その他の廃棄物」に分類されます。「特別管理廃棄物」は、「感染性廃棄物」等、「爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるもの」をいいます。

さらに、「医療関係機関等の医療行為等に伴って排出される廃棄物」の通称として「医療廃棄物」という言葉が使われることがあります。「医療廃棄物」は、「感染性廃棄物」と「非感染性廃棄物」に分けられます。

医療関係機関等で発生する主な廃棄物の種類と具体例については次ページの表をご覧ください。



医療関係機関等から発生する主な廃棄物の種類と具体例

廃棄物の区分	種 類	具 体 例
産業廃棄物	汚 泥	凝固した血液、検査室・実験室等の排水処理施設から発生する汚泥等
	廃 油	アルコール、キシロール、クロロホルム等の有機溶剤、灯油、ガソリン等の燃料油、入院患者の給食に使った食用油、冷凍機等の潤滑油等
	廃 酸	レントゲン定着液、ホルマリン、クロム硫酸、その他の酸性の廃液
	廃アルカリ	レントゲン現像廃液、血液検査廃液、廃血液（凝固していない状態のもの）、その他のアルカリ性の液
	廃プラスチック類	合成樹脂製の器具類、レントゲンフィルム、ビニルチューブ、その他の合成樹脂製のもの
	ゴムくず	天然ゴム製の器具類、ディスポーザブルの手袋等
	金属くず	金属製機械器具、注射針、金属製ベッド、その他の金属製のもの
	ガラスくず 及び陶磁器くず	アンプル、ガラス製の器具、びん、その他のガラス製のもの、ギブス用石膏、陶磁器の器具、その他の陶磁器製のもの
特別管理 産業廃棄物	感染性 産業廃棄物	産業廃棄物のうち、血液または血液等の付着した廃プラスチック類・ゴムくず・金属くず（注射針等鋭利なものは、血液等の付着の有無を問わず）・ガラスくず及び陶磁器くず等
一般廃棄物		紙くず、厨芥、繊維くず（包帯、ガーゼ、脱脂綿、リネン類等）、木くず、皮革類、実験動物の死体、これらの一般廃棄物を焼却した「燃え殻」等
特別管理 一般廃棄物	感染性 一般廃棄物	一般廃棄物のうち、血液等の付着した紙くず・繊維くず等、病原微生物に関連した試験・検査に使用した実験動物の死体、臓器・組織等

3 感染性廃棄物とは

医療関係機関等から排出される廃棄物は、大きく分けて次の3種類です。

- (1) 感染性廃棄物
- (2) 非感染性廃棄物（医療行為に伴って排出される廃棄物で、感染性廃棄物でないもの）
- (3) それ以外の廃棄物（医療行為以外の事業活動に伴って排出される廃棄物等）

感染性廃棄物とは、「医療関係機関等から生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物」と定義されています（令別表第1の4の項、令別表第2）。

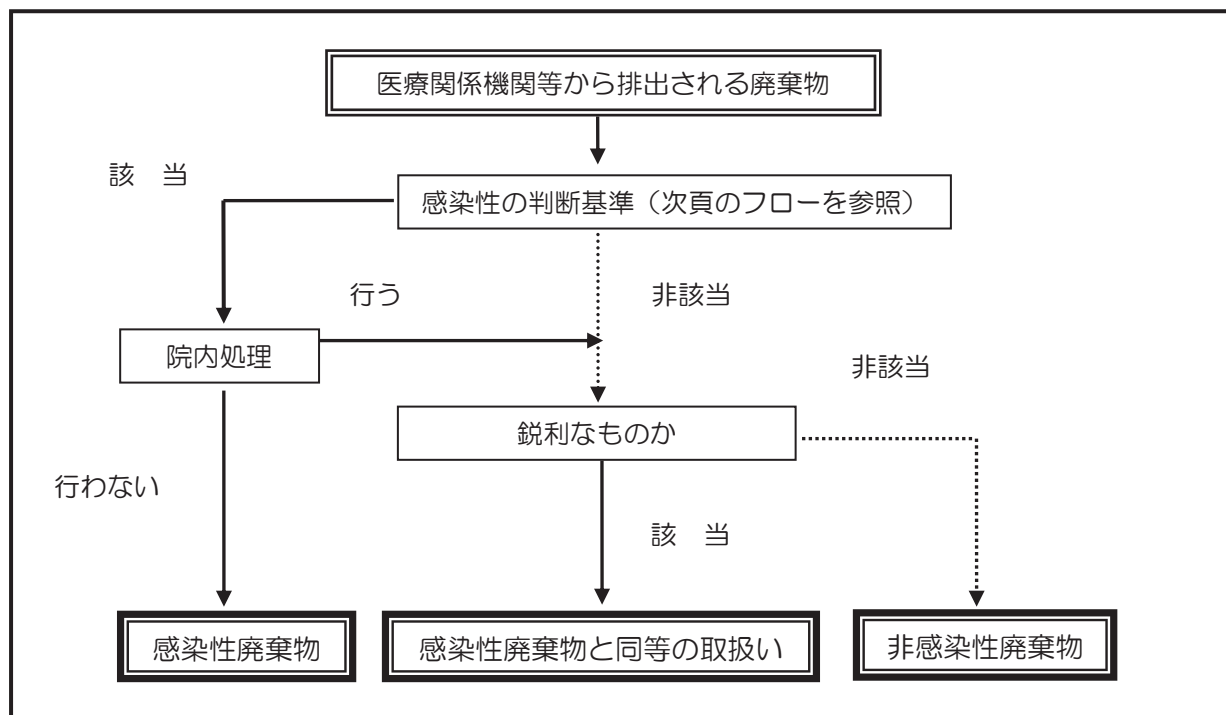
また、国が策定した「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」では、感染性廃棄物は「形状」、「排出場所」、「感染症の種類」の3点から判断するとしています。この3点から判断できない場合は、専門知識を有する者（医師、歯科医師および獣医師）によって感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とするとしています。

なお、注射針等の鋭利なものについては、未使用のもの、消毒等の処理をしたものであっても、感染性廃棄物と同等の取扱いとなります。

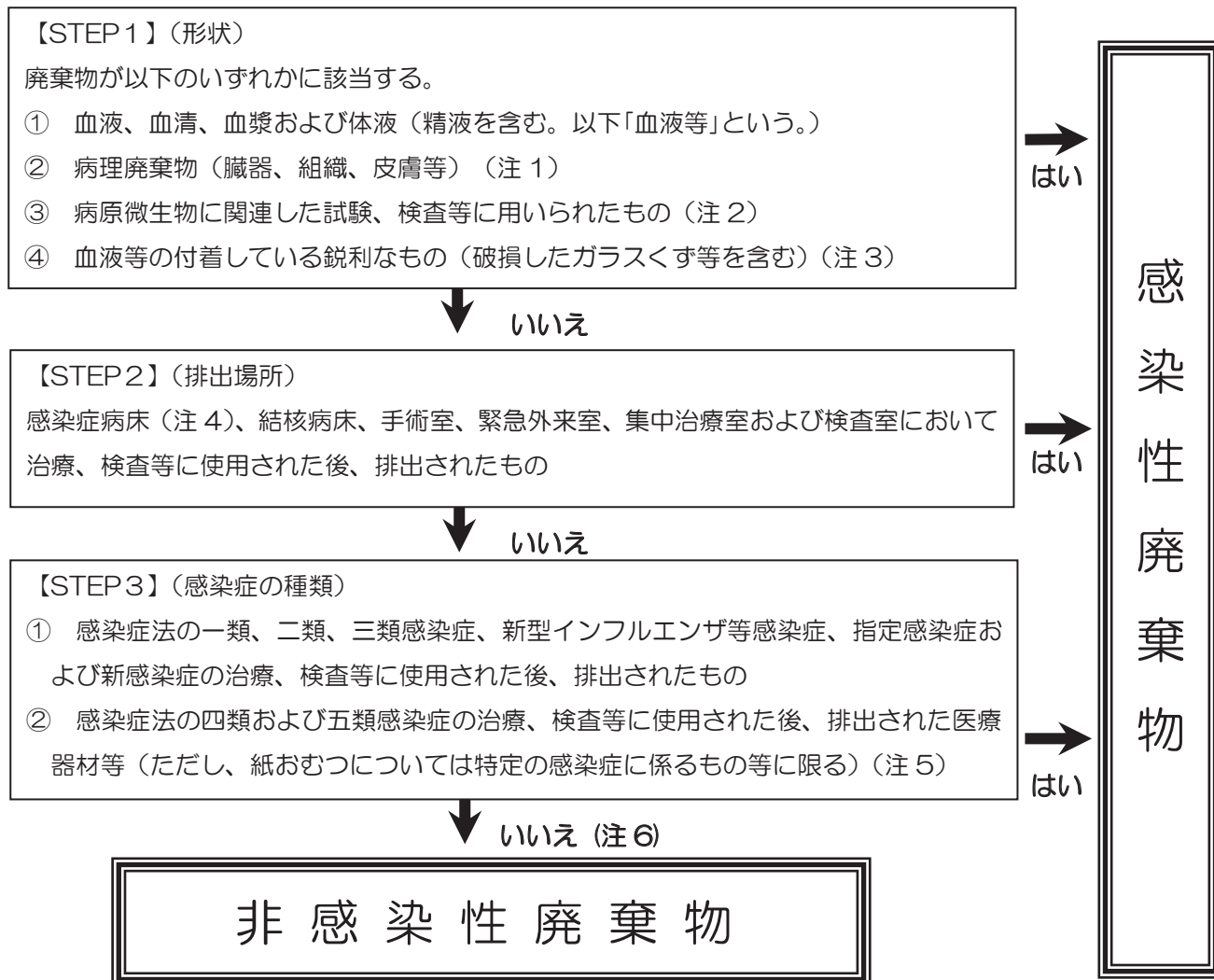
感染性廃棄物の主な種類と具体例

	廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	感染性一般廃棄物
1	血液等	血液、血清、血漿、体液（精液を含む。）	
2	手術に伴って発生する病理廃棄物		臓器、組織
3	鋭利なもの	注射針、メス、試験管、シャーレ、ガラスくず等（破損したものを含む）	
4	病原微生物に関連した試験・検査等に用いられたもの	実験、検査等に使用した試験管、シャーレ等	実験・検査等に使用した培地、実験動物の死体等
5	その他血液等が付着したもの	血液等が付着した実験・手術用の手袋等	血液等が付着した紙くず、繊維くず（脱脂綿、ガーゼ、包帯等）
6	汚染物もしくは汚染物が付着または付着のおそれのあるもので1～5に該当しないもの	汚染物が付着した廃プラスチック類等	汚染物が付着した紙くず、繊維くず

感染性廃棄物の判断フロー



感染性廃棄物の判断フロー



（注） 次の廃棄物も感染性廃棄物と同等の取扱いとする。

- ・ 外見上、血液と見分けがつかない輸血用血液製剤（全血製剤、血液成分製剤）等

（注1） ホルマリン漬臓器等を含む。

（注2） 病原微生物に関連した試験、検査等に使用した培地、実験動物の死体、試験管、シャーレ等

（注3） 医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル・バイアル等

（注4） 感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症および新感染症の病床

（注5） 医療器材（注射針、メス、ガラスくず等）、ディスポーザブルの医療器材（ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液バック、リネン類等）、衛生材料（ガーゼ、脱脂綿等）、紙おむつ、標本（検体標本）等

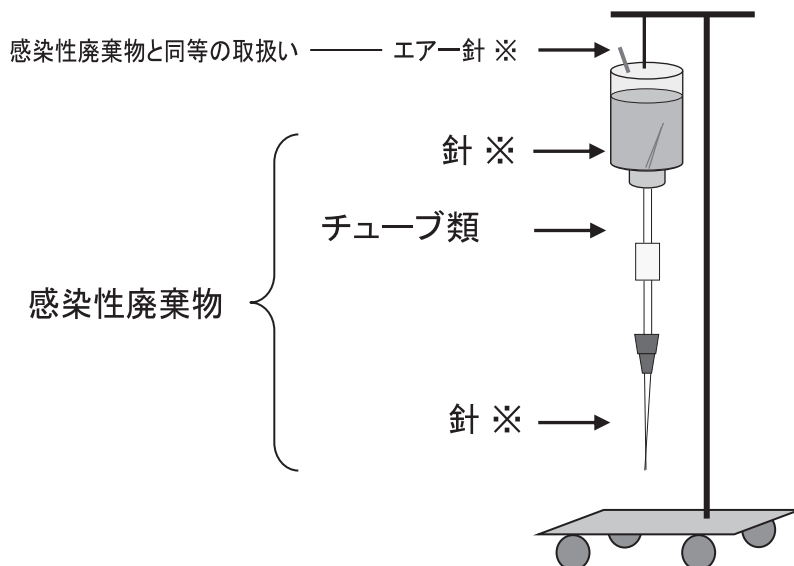
なお、インフルエンザ（鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザ等感染症を除く。）、伝染性紅斑、レジオネラ症等の患者の紙おむつは、血液等が付着していなければ感染性廃棄物ではない。

（注6） 感染性・非感染性のいずれかであるかは、通常はこのフローで判断が可能であるが、このフローで判断できないものについては、医師等（医師、歯科医師および獣医師）により、感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。

○ 次の廃棄物も感染性廃棄物として処理をしてください。

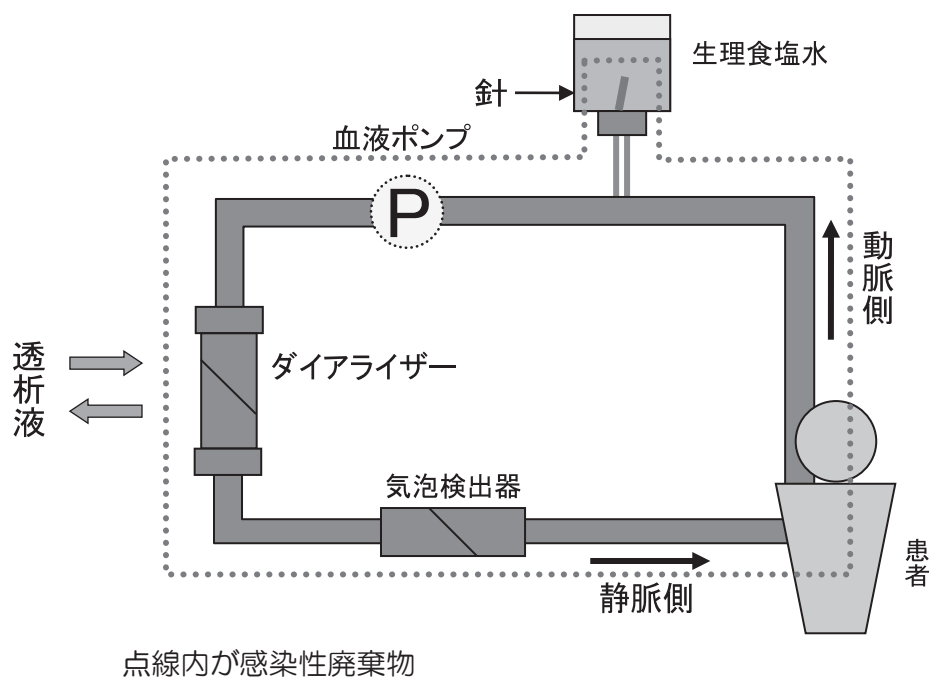
(1) 輸液点滴セットについて

※針は感染性廃棄物と同等の取扱いとする。



(2) 透析等回路について

※針は感染性廃棄物と同等の取扱いとする。



ダイアライザー、チューブ等血液が含まれる部分については感染性廃棄物に該当する。

感染性ごとの紙おむつの取扱い

感染症法の分類	感 染 症 名	紙おむつの取扱い	備考
一類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱	不可 (感染性)	
二類	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体ベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1、H7N9であるものに限る。「特定鳥インフルエンザ」という。）		
三類	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス		
四類	E型肝炎、A型肝炎、炭疽、鳥インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、ボツリヌス症、オムスク出血熱、エムボックス、重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。）、ニパウイルス感染症、鼻疽、ヘンドラウイルス感染症、類鼻疽、レプトスピラ症、	可 (非感染性)	ただし、 着したものは、 血液等が付 不可 取扱
	黄熱、Q熱、狂犬病、マラリア、野兔病、ウエストナイル熱、エキノコックス症、オウム病、回帰熱、キャサナル森林病、コクシジオイデス症、ジカウイルス感染症、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、チクングニア熱、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、発しんチフス、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、レジオネラ症、ロッキー山紅斑熱		
五類	クリプトスポリジウム症、麻しん、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、アメーバ赤痢、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、カルパヘナム耐性腸内細菌科細菌感染症、感染性胃腸炎、急性出血性結膜炎、急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎およびリフトバレー熱を除く。）、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、細菌性髄膜炎（侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症に該当するものを除く。）、ジアルジア症、水痘、先天性風しん症候群、手足口病、突発性発しん、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、ヘルパンギーナ、無菌性髄膜炎、薬剤耐性アシネトバクター感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症、流行性角結膜炎、新型コロナウイルス感染症、再興型コロナウイルス感染症	不可 (感染性)	
	インフルエンザ（鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザ等感染症を除く。）、ウイルス性肝炎（E型肝炎およびA型肝炎を除く。）、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、クロイツフェルト・ヤコブ病、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、伝染性紅斑、播種性クリプトコックス症、マイコプラズマ肺炎、流行性耳下腺炎、淋菌感染症、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症	可 (非感染性)	ただし、 着したものは、 血液等が付 不可 取扱
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ	不可 (感染性)	
新感染症			

4 廃棄物の管理

(1) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置（法第12条の2第8項）

病院や診療所等の管理者の方は、施設内における感染事故を防止し、感染性廃棄物を適正に処理するために、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置してください。

特別管理産業廃棄物管理責任者には、次の資格が必要です。

- ① 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師または衛生士（感染性廃棄物のみを取り扱う場合）
- ② 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会の受講を修了した者 ※1
- ③ 法に定める資格（規則第8条の17）を持った人 ※2

※1 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会

東京会場の問い合わせ先：（一社）東京都産業資源循環協会 電話：03-5283-5455

※2 環境衛生指導員歴2年以上など

(2) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置及び変更の報告

管理責任者を設置または変更をした場合は、30日以内に都知事に報告することになっています。（東京都における特別管理産業廃棄物管理責任者設置に係わる要綱）

まだ設置の報告をされていない医療関係機関等の方は、東京都環境局産業廃棄物対策課までお問い合わせください。

届出様式については、東京都環境局産業廃棄物対策課のホームページに掲載しています。

URL:http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/industrial_waste/special_management/plan/plan.html

(3) 処理計画の作成（法第12条の2第10項、同第11項）

前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上ある病院等（「多量排出事業者」）では、廃棄物の減量などその処理に関する計画を策定して、都知事に報告するとともに、その翌年度にはその計画の実施状況について報告してください。

提出及び問合せ先：資源循環推進計画部 TEL:03-5388-3572

URL:http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/industrial_waste/notification/summary/summary_processing.html

(4) 管理規定の作成

病院や診療所等の管理者の方は、施設内における感染性廃棄物の取扱いについて、必要に応じて管理規定を作成し、具体的な取扱い方法、廃棄物の種類に対応した取扱い上の注意事項を定め、施設内の関係者に周知徹底してください。

(5) 帳簿の記載と保存（法第12条の2第14項、法第7条第15項、同第16項）

病院や診療所等の管理者の方は、感染性廃棄物の処理が適正に行われているかどうかを常に把握し、処理について帳簿を作成する義務があります。帳簿は1年ごとに綴じ、その後5年間保存してください。

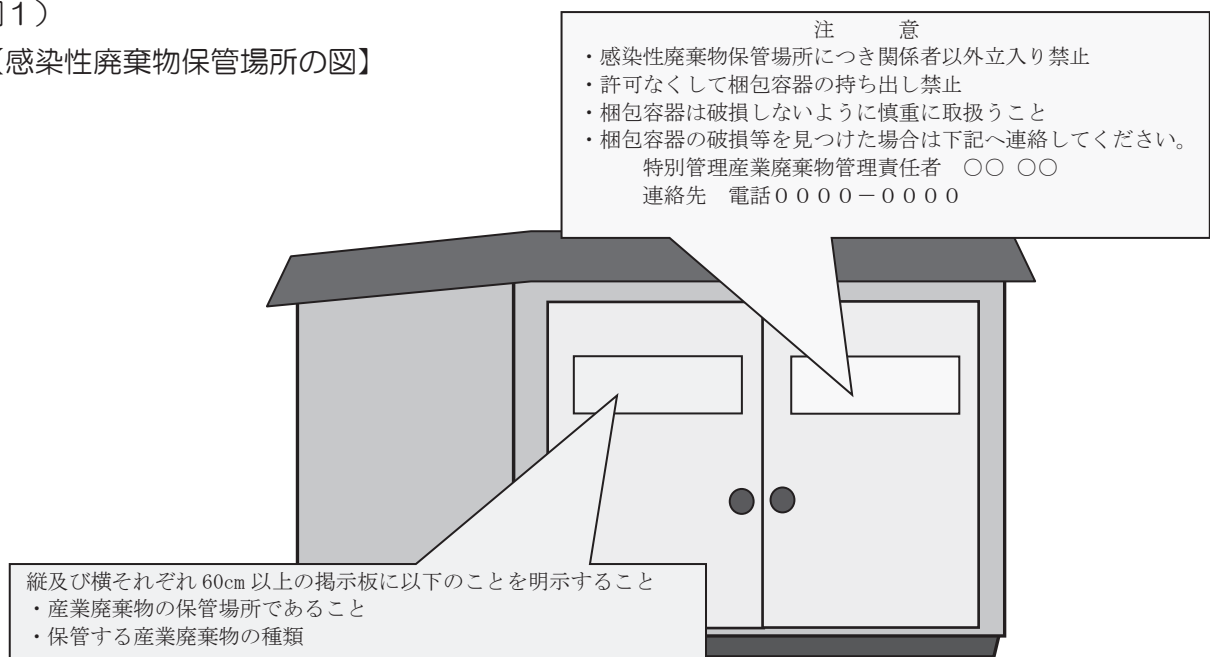
1 運搬	①運搬年月日 ②運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 ③積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの排出量
2 運搬の委託	①委託年月日 ②受託者の氏名又は名称・住所・許可番号 ③運搬先ごとの委託量
3 処分	①処分年月日 ②処分方法ごとの処分量 ③処分（埋立処分を除く）後の廃棄物の持ち出し先ごとの持ち出し量
4 処分の委託	①委託年月日 ②受託者の氏名又は名称・住所・許可番号 ③受託者ごとの委託内容及び委託量

(6) 感染性廃棄物の保管（法第 12 条の 2 第 2 項、規則第 8 条第 13）

- ・周囲に囲いをする。
- ・感染性廃棄物はできうる限り短期間にする。
- ・やむを得ず長期間は保存する場合は、容器に入れ密閉し、腐敗しないように冷蔵庫入れるなどする
- ・感染性廃棄物の保管は、他の廃棄物とは別の保管施設で行う。専用の保管施設が設置できない場合には、関係者以外が立ち入れないように配慮する。
（診察室など、患者の方と接触する場所で保管はしないでください！）
- ・保管施設には、関係者の見やすい箇所に、感染性廃棄物の保管場所であることがわかるように、取扱注意の表示をする（図 1 参照）。なお、施設には周囲に囲いをしてください。

（図 1）

【感染性廃棄物保管場所の図】



(7) 梱包（令第6条の5第1項第1号、規則第1条の11の2）

感染性廃棄物は、次のように性状に応じて適切な（密閉できる、収納しやすい、損傷しにくい）、かつ施設内移動時に内容物が飛散・流出するおそれのない容器を使用してください。一括梱包する場合には、性状に応じた材質等を併せ持つものでなければなりません。分別後は密封してください。

- ① 液状又は泥状のもの…密閉容器
- ② 固形状のもの……………丈夫なプラスチック袋を二重にして使用、又は堅牢な容器
- ③ 鋭利なもの……………耐貫通性のある丈夫な容器

(8) 表示（令第6条の5第1項第1号、令第4条の2第1項第1号、規則第1条の10）

関係者が感染性廃棄物であることを識別できるよう、梱包容器には図2のバイオハザードマークを付けてください。

- ① 液状又は泥状のもの（血液等）……………赤色
- ② 固形状のもの（血液等が付着したガーゼ等）…橙色
- ③ 鋭利なもの（注射針等）……………黄色

（図2）バイオハザードマーク



非感染性廃棄物の梱包容器には、必要に応じて非感染性廃棄物の表示を図3のとおりにしてください。

（図3）非感染性廃棄物ラベル

非感染性廃棄物		55mm 以上
医療機関名等		
特別管理産業廃棄物 管理責任者		
排出年月日		

← 70mm以上 →

5 廃棄物の院内処理

医療関係機関等から発生した感染性廃棄物を院内処理する場合には、次の①～⑤の方法により、感染性を失わせる処理を行ってください。感染性を失わせた廃棄物は、非感染性廃棄物として処理することができます。※鋭利なものは感染性を失わせても感染性廃棄物として取り扱ってください。

- ① 焼却設備を用いて焼却する方法
- ② 溶融設備を用いて溶融する方法
- ③ 高圧蒸気滅菌（オートクレーブ）装置を用いて滅菌する方法
（さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること）
- ④ 乾熱滅菌装置を用いて滅菌する方法
（さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること）
- ⑤ 肝炎ウイルスに有効な薬剤又は加熱によって消毒する方法
（さらに破砕する等滅菌したことを明らかにすること）

ただし、感染症法及び家畜伝染病予防法に規定する疾患に係る感染性廃棄物にあつては、当該法律に基づく消毒をしてください。

（特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成4年厚生省告示第194号））

※ 施設内処理の注意点

- ・焼却または溶融設備を用いる場合、都知事の許可が必要な場合があります。必ず事前に東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課審査担当（電話：03-5388-3587）にお問い合わせください。
- ・焼却及び溶融設備を用いる場合には、「都民の健康と安全確保する環境に関する条例」第126条における小規模の廃棄物焼却炉の規制に該当する場合があります。
- ・停電などの事故時に廃棄物が飛散流失して院内感染が発生しないように、病院や診療所の管理者の方は、緊急時対応のマニュアルを作成するなど、万が一の事故に備えてください。

非感染性廃棄物にして終わりではありません！

最終処分が終了するまで排出事業者責任が問われます。

6 廃棄物の処理委託

医療関係機関等で廃棄物の処理を自ら行わない場合は、適法な許可を有する廃棄物処理業者に処理を委託しなければなりません。（法第 12 条第 5 項、法第 12 条の 2 第 5 項）

処理を委託する場合は、次の 3 点に気をつけてください。

(1) 許可業者の選定

廃棄物の許可業者は、大きく分けて排出される廃棄物を収集・運搬する「収集運搬業者」と、それを焼却などの処理をする「処分業者」（処理後、埋立てする最終処分業者も分類としては含まれますが、通常は最終処分業者と直接契約することはないため、ここでは中間処理業者のみとします。）の 2 種類があります。

排出される廃棄物の種類に応じた処理業者を選ぶ

① 感染性廃棄物（感染性一般廃棄物・感染性産業廃棄物）

⇒ 特別管理産業廃棄物の中の感染性廃棄物の許可を取得している業者

※感染性一般廃棄物は、感染性産業廃棄物の許可業者が処理・処分できます。

② 非感染性廃棄物（一般廃棄物・産業廃棄物）

⇒ 廃棄物の区分ごとの産業廃棄物および一般廃棄物処理の許可業者

例：廃プラスチック ⇒ 廃プラスチックを取扱える産業廃棄物処理業者

紙くず・厨芥類 ⇒ 一般廃棄物処理業者

○ 処理業者の選定方法は、以下のような方法があります。

1 産業廃棄物処理業者・特別管理産業廃棄物処理業者

① 東京都環境局 HP で処理業者を検索する。

東京都知事の許可を受けている処理業者を検索することができます。

《東京都環境局 HP》

トップページで「東京都産業廃棄物処理業者検索」を検索

② 業界団体に問い合わせる。

一般社団法人 東京都産業資源循環協会（19 ページ参照）では、会員である処理業者の紹介を行っています。

2 一般廃棄物処理業者

一般廃棄物処理業者については、清掃リサイクル課清掃事業係（電話：03-5984-1059）または管轄の清掃事務所（19 ページ参照）までお問い合わせください。

また、区 HP で一般廃棄物収集運搬事業者一覧を閲覧することが可能です。

《練馬区 HP》

トップページで「一般廃棄物収集運搬事業者一覧」を検索

※血液等が付着していない紙くず・繊維くず等の一般廃棄物は「普通ごみ」の欄に●がついている事業者を選定してください。

※感染性一般廃棄物は「医療廃棄物」の欄に●がついている事業者を選定してください。

(2) 契約を締結する

委託する業者が決まれば、次はいよいよ契約を結ぶことになります。

廃棄物処理法では、産業廃棄物の処理委託契約は**必ず書面**で行うことと規定されています。

(令6条の2第4号、令6条の6第2号)

口頭での契約は有効でないだけでなく、委託基準違反に問われ、措置命令はおろか罰則の対象になる場合があります。よくあるケースで「ついでにこれも持って行って・・・」、これが重大な法律違反なのです。

それ以外の重大なポイントを以下にまとめます。

1 契約書に許可証の写しを添付する(規則第8条の4)

・許可証の写しにおいて、以下のことを特に確認してください。

- ① 許可期限(期限が切れていると、無許可業者に委託したことになる場合があります)
- ② 許可の区分・条件(感染性廃棄物の許可のない業者は感染性廃棄物を扱えません)
- ③ 収集運搬業者の場合、排出元と運搬先の都道府県の許可が必要です。たとえば、福島県の処分施設まで運搬する場合は、東京都と福島県の許可が必要です。両方の自治体の許可証の写しを添付してください。

2 必ず二者契約をする(法第12条第5項)

・収集運搬業者と処分業者のそれぞれと個別に契約してください。収集運搬業者だけと契約している場合、処分業者とは契約していないことになり、口頭契約(→法律違反)ということになってしまいます。

ただし、収集運搬業者と処分業者が同じ業者の場合は、一つの契約でできます。

3 契約書は5年間保存する(令第6条の2第5号、規則第8条の4の3、同8条の16の4)

・許可証の写しなどの添付書類を含めて、必ず医療関係機関等において契約終了後5年間保存してください。

実際の契約書の内容については、東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課のホームページで「産業廃棄物処理委託モデル契約書」を入手できますのでご参考にしてください。

URL:https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/on_waste/commission/contract_commission.html

(3) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付する

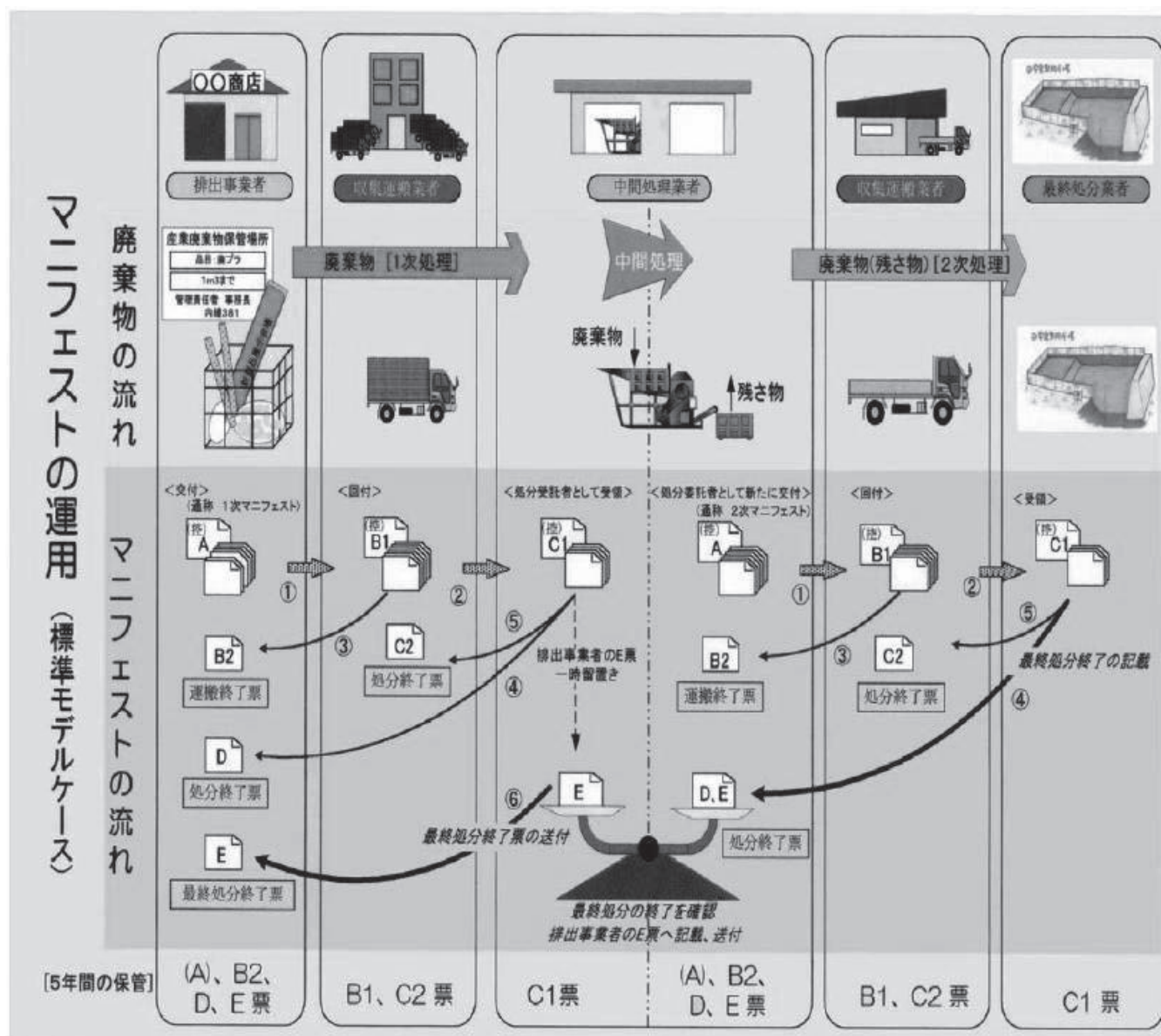
マニフェストはよく宅配便の伝票に例えられます。宅配便では荷物を送る際に、送り先の住所や氏名を自分で書いて宅配便業者に渡しますが、マニフェストの場合も同様です。マニフェストは、排出事業者自ら交付すること(法第12条の3第1項)と規定されています。やむを得ず収集運搬業者が記載した場合でも、収集運搬業者からもらって印鑑を押すだけではなく、必ず内容を確認の上で交付してください。

マニフェストの記載内容に不備がある場合は、マニフェスト交付義務違反および注意義務違反になる場合がありますので、ご注意ください。

○ マニフェストに関する重要なポイントを以下にまとめます。

1 最終処分の終了まで確認する（法第12条の3第6項、規則第8条の26）

マニフェストは、運搬(B2票)、中間処分(D票)、最終処分(E票)が終了するごとに、処理業者から送付されます。控え(A票)と戻ってきたマニフェストにより適正に処理されたことを確認します。マニフェスト交付した日また送付を受けた日から5年間保存しなければなりません。



2 マニフェストが戻ってこない場合（法第12条の3第8号、規則第8条の29）

マニフェストが定められた期間内に戻ってこない場合や、記載漏れ、虚偽の記載がある場合は、処理業者に確認のうえ、東京都へ報告してください。

感染性廃棄物は、特別管理産業廃棄物に該当しますので、60日以内に運搬又は処分終了の報告がない場合は、60日が経過した日から30日以内に東京都知事に報告（措置内容等報告書）を行わなければなりません。

様式は、東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課のホームページで入手することができます。

URL:https://www.kankyo.metro.tokto.lg.jp/resource/industrial_waste/on_waste/commission/index.html

	主旨	ルート	処理業者の送付期限	都知事への報告期限
A	控え	排出者保管		
B1	運搬終了	運搬業者保管		
B2	運搬終了	運搬業者→排出者	運搬終了を確認した日から10日	交付の日から90日 （特管は60日）
C1	処分終了	処分業者保管		
C2	処分終了	処分業者→運搬業者		
D	処分終了	処分業者→排出者	処分を終了した日から10日	交付の日から90日 （特管は60日）
E	最終処分終了	処分業者→排出者	2次マニフェスト（※） E票の送付を受けた 日から10日	交付の日から180日

3 産業廃棄物管理票交付等状況報告書を提出する（法第12条の3第7項、規則第8条の27）

産業廃棄物を排出した事業者は、前年度一年間に交付したマニフェストの交付等状況について、産業廃棄物管理票交付等状況報告を作成し、毎年6月30日までに都道府県知事又は政令市長へ提出する必要があります。

医療機関等につきましても提出が必要となりますので、日々のマニフェストおよび帳簿管理に十分留意してください。

東京都における産業廃棄物管理票交付等状況報告書の様式や作成マニュアルなどは、東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課のホームページで入手できますのでご参照ください。

URL:https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/notification/summary_delivery_status.html

4 電子マニフェストの利用のすすめ

電子マニフェストとは、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが運営する情報処理センターにパソコンや携帯電話などからマニフェスト情報を登録し、情報をやり取りするものです。電子マニフェストを利用する場合、排出事業者、収集運搬者、処分業者の三者が事前に関加入手続を行う必要があります。

また、APS（アプリケーション・サービス・プロバイダ）業者が提供するシステムを介して情報処理センターに接続する方法（EDI 接続）もあります。接続業者により廃棄物の追跡管理や帳票管理など、様々な追加機能を提供しています。

電子マニフェストの長所

① 事務の効率化

マニフェスト（紙）の5年間の保存が不要

- ・ 処理終了の報告が情報処理センターから行われ、処理状況の確認が容易
- ・ 管理表データの加工が容易

② 法令遵守

- ・ マニフェストの誤記、記載漏れを防止
- ・ 委託した廃棄物の処理終了確認期限を自動的に通知し、確認漏れを防止

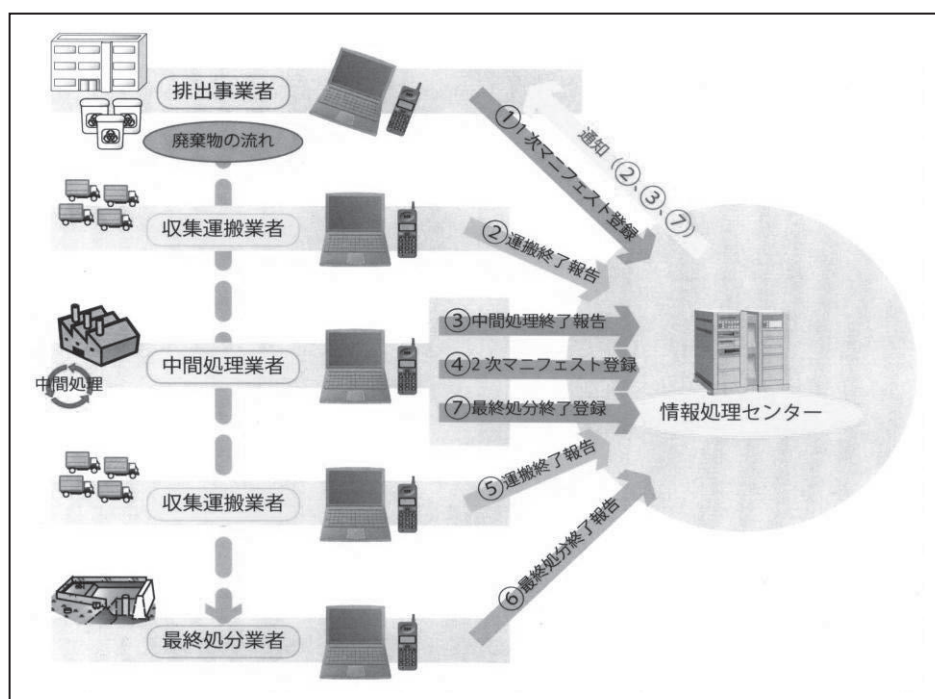
③ データの透明性

- ・ マニフェストの偽造を防止
- ・ マニフェスト情報を第三者である情報処理センターが管理・保存

④ 産業廃棄物管理票交付等状況報告者の提出が不要

※電子マニフェストについての問合せ先

(財)日本産業廃棄物処理振興センター URL : <http://www.jwnet.or.jp/>



7 練馬区に医療廃棄物処理を依頼する場合

事業所から排出される廃棄物は、自己処理が原則です。練馬区内の医療関係機関から排出される医療廃棄物は、自ら処理するか、許可業者へ処理を委託しなければなりません。例外として、1回に排出する廃棄物の量が30kg未満（45ℓの袋3袋程度）であり、許可業者へ処理を委託することができない場合に限り、以下に記載の内容を遵守することを前提に、区に依頼することができます（有料）。ただし、事前に管轄の清掃事務所を通じて練馬区長に申請し、承認を得ることが必要です。

(1) 対象医療関係機関等

1回に排出する廃棄物の量が30kg未満（45ℓの袋3袋程度）の医療関係機関等が対象です。ただし、衛生検査所、医療関係研究機関は除きます。

なお、対象とならない医療関係機関については、「6 廃棄物の処理委託」（11 ページ参照）により、適正な廃棄物処理をお願いします。

(2) 練馬区への申請方法

医療廃棄物処理申請書（第1号様式、20 ページ参照）により、事前に管轄の清掃事務所を通じて練馬区長に申請し、承認を得る必要があります。また、承認を受けた医療関係機関等が、承認を受けた事項に変更が生じた場合には、医療廃棄物処理変更届（第2号様式、13 ページ参照）を提出する必要があります（申請書はダウンロードできます）。

(3) 練馬区が収集することができる廃棄物の種類

- ① 非医療廃棄物（待合室の新聞、雑誌、事務室の紙類など）
- ② 非感染性廃棄物（感染性廃棄物と同等の取扱いとなる注射針、メス、破損したガラス製品などの鋭利なものは、未使用のもの、消毒等の処理をしたものでも除く）
- ③ 感染性廃棄物を医療関係機関内で法定された滅菌方法により処理し、さらに破砕する等滅菌したことを明らかにしたもの（非感染性となった廃棄物）

※ 申請の対象は医療廃棄物である②および③になります。また、①～③のいずれの場合も排出する場合には「事業系有料ごみ処理券」を貼付しなければなりません。

(4) 練馬区が収集することのできる医療廃棄物の具体例

種類	具体例
可燃ごみ	包帯、ガーゼ、脱脂綿類、紙おむつ、プラスチック製品等で感染性廃棄物ではないもの等 ※紙おむつ（感染性を除く）は、汚物を取り除いてから排出してください。
不燃ごみ	ガラス製、金属製の器具類で感染性廃棄物ではないもの ※注射針、メス、破損したガラス製品等鋭利なものは、未使用でも感染性廃棄物と同等の扱いとなるため、収集できません。

※ 医療関係機関等から排出する容器包装プラスチック（プラマーク  が付いているもの）

は、「可燃ごみ」になります。資源として出さないでください。

(5) 練馬区が収集できない医療廃棄物の具体例

滅菌処理していない廃棄物や次の廃棄物については、申請があっても練馬区では収集できませんのでご注意ください。

- ① 感染性廃棄物
- ② 感染性廃棄物と同等の取扱いとなる鋭利なもの
(医療器材としての注射針、メス、破損したガラス製品等)
- ③ 液状、泥状の廃棄物(血液、レントゲン廃液、油類、薬品類等)
- ④ 臓器類
- ⑤ その他適正に処理することが困難なもの

感染性廃棄物を滅菌等の処理をしないで排出すると、廃棄物処理法違反となります。

(6) 医療廃棄物の排出方法

医療廃棄物を排出する際は、滅菌処理や管理等に十分注意を払い、近隣住民および収集職員等に危険のないようにしたうえで、以下の手順で決められた集積所に出してください。

- ① 排出するごみ量に見合うだけの「事業系有料ごみ処理券」を貼付する。
- ② 医療廃棄物の内容を明示する「ステッカー(識別シール)」を貼付する。
※ごみ袋に入れる場合は、袋の見えやすい場所に①と②のシールを貼付する。
- ③ 申請時に届け出た集積所に、収集日の朝8時までに出す。

＜事業系有料ごみ処理券＞

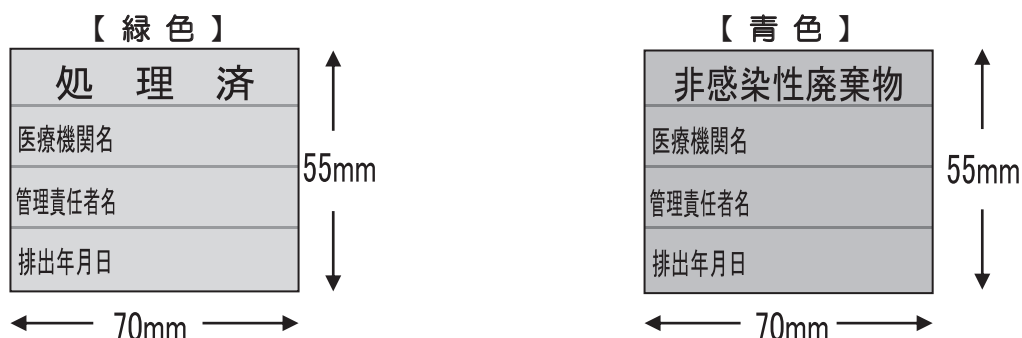
練馬区内の「有料ごみ処理券取扱所」の標識のあるお店、コンビニエンスストア、練馬・石神井清掃事務所および清掃リサイクル課で販売しています。

券 種	金額
70ℓ (5枚1セット)	3,045円
45ℓ (10枚1セット)	3,910円
20ℓ (10枚1セット)	1,740円
10ℓ (10枚1セット)	870円

＜ステッカー(識別シール)＞

- 1 感染性廃棄物を環境大臣が定める方法により非感染性廃棄物に処理したもの

- 2 最初から非感染性の廃棄物



※ ステッカー(識別シール)は、社会福祉法人 東京コロニー東京都大田福祉工場(電話:

03-3762-7611)で販売していますが、上記の規格であれば各医療機関で作成したもので構いません。

(7) その他の注意事項

- ① 医療関係機関等には法令に基づき、滅菌処理器材もしくは滅菌済の廃棄物を調査させていただきます場合があります。あらかじめご承知おきください。
- ② 練馬区が決めた排出ルールに違反する行為を行った医療関係機関等に対しては、収集・運搬をお断りする場合があります。
- ③ 医療関係機関等から発生する一般廃棄物を直接清掃工場等の処理施設に持ち込む場合は、事前に管轄の清掃事務所に申請が必要です。なお、感染性廃棄物の持ち込みはできません。
また、搬入受付時間、申請時の提出書類等がありますので、事前に管轄の清掃事務所にお問い合わせください。

(8) 廃棄物の処理を専門の処理業者に委託しなければならない医療関係機関等

- ① 施設内で発生する感染性廃棄物および注射針等の鋭利なものについて、法定の処理により非感染性廃棄物として取り扱えるように適正処理することができない医療関係機関等
- ② 練馬区の収集の対象とならない医療関係機関等：1回に排出する廃棄物の量が30kg（45ℓの袋3袋程度）以上の医療関係機関等

8 在宅医療廃棄物について

在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物（在宅医療廃棄物）については、旧厚生省通知により、一般廃棄物として取り扱う旨の周知がされています。在宅医療廃棄物を集積所に出す際は、住民や収集職員等の事故防止の観点および適正処理推進のため、次のとおりご協力をお願いいたします。

(1) 医師が排出する場合

医師が在宅医療において使用した注射針等の鋭利なものは、医師が医療機関に持ち帰り、医療機関からの廃棄物として処理してください。

(2) 患者およびその家族が排出する場合

医師の皆様には、患者や家族の方に医療廃棄物について、その危険性等をご説明いただきますよう、ご指導・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、区では、次の「家庭から排出する場合の留意点」のとおり排出指導を行っていますので、患者や家族の方への指導時にご活用ください。

また、使用済みの注射針については、医師が医療機関に持ち帰るか患者や家族の方が「使用済み注射針回収薬局」のステッカーのある薬局にお持ちいただくようご説明ください。

家庭から排出される場合の留意点

- ・ CAPDバッグ等は、中の残存物を適正に処理し、空にして排出してください。
- ・ 血液等が付着した脱脂綿類等は、外から見えないように新聞紙等に包んでください。
- ・ 紙おむつは、汚物を取り除いてください。
- ・ 在宅医療廃棄物はプラマークがついていても資源として出すことができません。可燃ごみに出してください。

▼在宅医療に伴い家庭から排出が考えられる主な医療廃棄物の具体例

種類	具体例
可燃ごみ	包帯、ガーゼ、脱脂綿類、試験紙、紙おむつ、点滴バッグ、注射針、注射筒、CAPDバッグおよび付属のチューブ類等
不燃ごみ	薬のあきびん等

(3) 使用済み注射針の処理方法

使用済み注射針の回収は、練馬区の集積所では行っておりません。

「使用済み注射針回収薬局」のステッカーのある薬局にお持ちください。

一般社団法人 練馬区薬剤師会が回収しています。患者や家族の方へのご指導のほど、よろしくをお願いします。

【問い合わせ】 一般社団法人 練馬区薬剤師会（電話：03-5848-4450）

9 問い合わせ先

(1) 練馬区窓口

区に医療廃棄物の処理を依頼する場合および在宅医療廃棄物について

【〒176・179 地域の方】

練馬清掃事務所（練馬区豊玉上2-22-15） 電話：03-3992-7141

【〒177・178 地域の方】

石神井清掃事務所（練馬区上石神井3-34-25） 電話：03-3928-1353

＜練馬区HP：トップページで「医療関係機関の方へ（医療廃棄物の処理）」を検索＞

(2) 東京都環境局窓口

① 産業廃棄物全般について

資源循環推進部 産業廃棄物対策課 指導担当 電話：03-5388-3586

② 産業廃棄物処理業者の許可について

資源循環推進部 産業廃棄物対策課 審査担当 電話：03-5388-3587

(3) 一般社団法人 東京都産業資源循環協会

〒101-0047 千代田区内神田 1-9-13 柿沼ビル 7 階 電話 03-5283-5455（代）

＜一般社団法人 東京都産業資源循環協会 HP＞ URL：http://www.tosankyo.or.jp

○産業廃棄物処理業者の紹介

○マニフェストの購入

医療廃棄物処理申請書

年 月 日

練馬区長様

申請者	医療機関名	
	管理者	印
	所在地	
	電話	()

一般廃棄物および一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物の処理について、次のとおり申請します。

申 請 欄	管 理 責 任 者	職 氏名				
	業 態 お よ び 規 模	① 病院 ② 診療所(一般・歯科) ③ 介護老人保健施設 ④ 助産所 ⑤ 動物診療施設 (従業員数 名) (病床数 床)				
		申請する廃棄物の種類および日量	種 類	非感染性廃棄物	非医療廃棄物	計
			可 燃 ご み	kg	kg	kg
		不 燃 ご み	kg	kg	kg	
	感 染 性 廃 棄 物 を 滅 菌 等 処 理 す る 方 法	① 焼却 ② 熔融 ③ オートクレーブ ④ 乾熱滅菌 ⑤ 煮湯 ⑥ その他感染性病原体に有効な方法() ※③～⑥の方法により滅菌する場合は、さらに破碎する等により滅菌したことを明らかにします。				
	保管場所の有無	① 有 ② 無				
	排 出 場 所	① 専用の保管場所 ② 近所の集積所 ③ その他()				
	遵 守 事 項	① 区の処理計画に従って廃棄物を排出します。 ② 感染性廃棄物(業者委託分)と非感染性廃棄物は区分して排出します。				
	＊ 参 考 欄	業 者 委 託 し て い る 医 療 廃 棄 物 の 種 類 お よ び 排 出 日 量	種 類	感染性廃棄物	非医療廃棄物	計
一般廃棄物			kg	kg	kg	
産業廃棄物			kg	kg	kg	
収 集 運 搬 を 委 託 し て い る 業 者 名		業 者 名				
		許 可 番 号	号			
処 分 を 委 託 し て い る 業 者 名		業 者 名				
	許 可 番 号	号				
備 考	＊ 参考欄は、業者委託している場合のみ記入してください。					

医療廃棄物処理変更届

年 月 日

練馬区長様

申請者	医療機関名	
	管理者	印
	所在地	
	電話番号	()

医療廃棄物の処理について区の収集に排出していますが、承認事項に変更が生じたので届出をします。

施設名					
管理責任者		職 氏名			
変更事項	区収集について	1 許可業者へ処理委託を開始したため、区収集の必要はありません。 2 施設が貴清掃事務所管轄外に移転したため、区収集の必要はありません。 3 施設を廃止したため、区収集の必要はありません。			
	廃棄物の種類および日量	種類	非感染性廃棄物	非医療廃棄物	計
		可燃ごみ	kg	kg	kg
		不燃ごみ	kg	kg	kg
	感染性廃棄物を滅菌等処理する方法	⇒			
* 参考欄	業者委託している医療廃棄物の種類および排出日量	種類	感染性廃棄物	非医療廃棄物	計
		一般廃棄物	kg	kg	kg
		産業廃棄物	kg	kg	kg
	収集運搬を委託している業者名	業者名			
	処分を委託している業者名	許可番号	号		
	業者名	業者名			
		許可番号	号		
	備考	* 参考欄は、業者委託している場合のみ記入してください。			

医療廃棄物を適正に処理するために
令和8年（2026年）4月

発行 練馬区環境部清掃リサイクル課
〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1
電話 03-5984-1059